

令和7年度 第1回 伊賀市環境審議会 議事概要

開催日時：令和7年10月30日（木）午後2時00分～午後4時20分

開催場所：伊賀市役所2階 201会議室

出席者：（委員）

長谷川委員、増田副会長、荒井委員、加藤委員、辻委員、立花会長、瀧口委員

古市委員、丸柱委員

（事務局）

人権生活環境部 瀧口部長、奥田次長、

環境政策課 福田課長、谷岡主幹、田嶋

（その他）

NTTビジネスソリューションズ株式会社 西井氏、木場本氏、齋藤氏、松崎氏

欠席委員：山本委員

議事事項：1. 挨拶

2. 委員の委嘱について

3. 会長・副会長の選出

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事

（1）伊賀市環境基本計画に基づく取り組み状況について【資料1】

（2）伊賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について【資料2】

6. その他

（開会 午後2時00分）

【審議会成立報告】

委員10名中、9名の出席を確認し、伊賀市環境基本条例第18条第2項により会議の成立

【議事】

1. 挨拶

人権生活環境部瀧口部長から挨拶

2. 委員の委嘱について

新任及び任期満了に伴う委嘱状の配布

長谷川 久美子様、山本 和代様（欠席）、増田 基宏様、荒井 恵美子様

加藤 裕司様、辻 喜嗣様、丸柱 真優佳様

3. 会長・副会長の選出

条例第17条第1項の規定により会長・副会長は互選

会長 立花義裕、副会長 増田基宏

4. 議事録署名委員の指名

辻委員、古市委員を指名

5. 議事

議事(1) 伊賀市環境基本計画に基づく取り組み状況について

議事(2) 伊賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

6. その他

~~~~~

議事(1) 伊賀市環境基本計画に基づく取り組み状況について  
(事務局)

【資料1】の説明、これに対しての委員からの意見は以下のとおり  
<委員>

目的は良いが、この中間達成目標に繋がる取り組みが全然見えてこないように感じる。例えば、伊賀市のゼロカーボン宣言について、市の職員は全員が認識しているか。それから、ここではオオサンショウウオが指標に挙げられているが、オオサンショウウオよりも伊賀独特の生物で、危険にさらされているものがたくさんあり、そういうところが、抜けているように思う。

(事務局)

この宣言をした際、庁内の会議で各部署に周知している。また一定期間、庁舎の1階に掲示しており、職員は知っていると考えている。それから、全体的な今後の見直しの際に、希少種が、必ずしもオオサンショウウオだけではない、その他にも守るべき自然があるということを踏まえ、見直させていただきたい。

(事務局)

補足として、毎年度予算要求の方針作成の際に、ゼロカーボンシティ宣言の視点を踏まえて予算要求するということを周知しており、伊賀市総合計画の中にも位置付けている。

<委員>

5番目の、公共施設の再生可能エネルギー導入推進に努めますということで、2024年は5件とのことだが、具体的な民間提案の事業は何か。

2点目、29番の農地の保全のところで、2024年は目標値より多く農地が活用されているが、この増えた理由とどのように農地中間管理事業を増やしているのか。

3点目、9ページの69番。環境教育のところで、各学校での環境学習の実施回数が、個人的にはすごく少ないと感じた。実際にこの環境に関する事業について、環境関係の講師を学校側に提案をしているのか、学校独自で考えて実施されているのか。

(事務局)

1つ目の、再エネの民間提案については、累計の実績で、1年目の2023年が4件で2024年がプラス1で、合計で5ということ。ESCO事業で小中学校のLED化と街路灯のLED化の提案、PPA事業で本庁舎の屋根及び本庁舎の駐車場に太陽光発電施設を設置したもの。また、別の公共施設に屋根置き太陽光発電設備の関係の提案です。

2番目の詳しいその増加の原因というのは、今資料を持ち合わせていないため後日回答したい。

3番目の学校の環境教育について、学校のカリキュラムの都合があるとは思うが、ただ、2回、3回というのは、あくまで目標なので、上限ということではない。ご意見については、学校教育課に伝える。

<委員>

私は学校に勤めているが、学習指導要領の中で、環境教育のことは特に SDGS 含めて入っている。よって、何回と言わると、何をもって何回というのか。学校の中で、何かその行事的なことをやったのをカウントするのか、学校教育課で何をもって 2 回なのかということ。

〈委員〉

特に助成はないのか。例えば、人権講演会のように環境学習に対する講師を呼んだときに、講師費が学校から助成が出るっていうことはあるか。

〈委員〉

あります。学校の中で、年間通して総合的な学習の時間に講師に来ていただく方に、講師料等、支払いできるものがある。上限は学校の規模によって変わってくる。

〈委員〉

この資料 1 についてはですね、統一したほうがいい。体裁を整えた方が読みやすい。また、備考欄については、例えば達成していないところについては、どのように 2025 年に向かっていくのかが記載されていたら、今後の会議の方向性についても皆さん共有できると考える。

(事務局)

記載内容は統一させていただく。また、増減要因等もわかるようにしていきたいと思います。

〈会長〉

いろいろな意見が出ましたので、大いに参考にしていただきたいと思います。

では次、議事 2 は、伊賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、資料について、事務局から説明願います。

議事(2) 伊賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

(事務局)

【資料 2】の説明、これに対しての委員からの意見は以下のとおり

〈委員〉

32 ページの再生型可能エネルギー導入状況というところの、太陽光発電については 2015 年と比べ 3 倍以上の導入が見られということで、設備容量っていうのは伊賀市にある全て太陽光発電をすべて計算した容量がこの数値ということか。

(事務局)

太陽光発電の集計については、国の買取価格制度（FIT）で実施している太陽光発電の分である。

〈委員〉

大部分は FIT が使われているということか。

(事務局)

非F I T というのは多くはないという認識である。

〈委員〉

農地とかに置かれている大規模な太陽光も、基本的にはF I Tに入っているか。

(事務局)

今のところ、大半は入っている。

〈会長〉

関連して、自宅で太陽光発電を勝手につけて自分で発電しているというのは入っているのか。

(事務局)

住宅用で独自で設置している場合等、売電しなかったら入っていない。全部集計するということはできないので、あくまでも売電を前提にF I Tで登録されている数である。

〈委員〉

太陽光発電は、農地などにたくさんあり、その反射光や環境等に影響しないのかという懸念があると思う。農地を太陽光発電施設に変え管理を業者に任せて、管理がだれかわからない。それでも太陽光発電というのを、推奨していかれるのかどうか。

(事務局)

まず今回の計画の中で明確に推奨しているのは屋根置き。野立ての太陽光については、再エネ特措法が昨年改正され、所有者名が変わったら近隣住民周知するようになっていつており、遊休地の有効活用という部分もあるかもしれないが、いろんな環境の問題との兼ね合いもあるなかで、屋根利用については進めていきたい。

(その他出席者)

光の照り返しの影響で被害を受けられる方があるので、メーカーも照り返しを防止したものを発売するようになっており、今後は対策されていくかと思います。

〈委員〉

廃棄の問題はどうか。パネルの廃棄の問題も併せて、考えといていただけたら。

(事務局)

廃棄の時のための廃棄費用積み立てなど、制度としてはある。温暖化対策ということで、CO<sub>2</sub>排出量削減の取り組みとしての再エネ導入の中で太陽光の記載をしており、別に廃棄の方で色々研究しながら取り組んでいく必要があると考える。

「委員 1 名所用で退席」

〈副会長〉

地球温暖化対策実行計画には、区域施策編の他に「編」はあるのか。

(事務局)

事務事業編という、伊賀市役所の事務や事業によって排出している CO<sub>2</sub>削減を目標にした計画があり、これはすでに計画を策定している。

〈副会長〉

策定の流れは、この後パブリックコメントだが、環境審議会としては、これで審議は完了ということか。

(事務局)

パブリックコメント意見で大きな方向性が変わらないようであれば、最終的に、会長に代表してご確認いただき、了解いただければ、第2回審議会を開催することなく、計画を完成したい。

〈副会長〉

了解した。

〈会長〉

他にございますか。

〈委員〉

43ページの、農林分野における評価のところで、豊かな森づくりによる森林吸収源対策の促進というのが出ているが、具体的に何かしているのか。

〈副会長〉

森林整備が進まないのは、所有者が自分の境界をわからないのが一番の問題。荒れている森林があっても、その所有者がわからない。所有者のわからない山を勝手に整備することは当然できない。一番、森林整備で障害になっているのはそこ。境界、所有者、その辺の確認が本当にわからない。本を正せば、森林に対する所有者の意識の低下。法律で、荒れている森林は勝手に整備してもよいという法律ができれば、一段と保全が進むと思う。今のところは、そういうことで非常に困っているのが現状。

(事務局)

副会長からご説明いただいたそういう状況の中で、60ページがそれに関連した施策になっている。豊かな森づくりによる森林吸収源対策の促進として、いくつか施策を挙げている。こういった形で森林整備や里山保全に取り組むということで、大きな1歩とはいかないが、徐々に取り組みのスタートを切ったらと思う。

〈委員〉

意見ですが、太陽光発電の導入というのはすごくCO<sub>2</sub>削減に有効ということで、ここに書かれていると思いますが、やっぱり廃棄の問題や森林破壊の問題も含んでいると思うので、行政の方が屋根置きを推奨しているとおっしゃっても、やはり農地に増えている印象を受ける。この計画での取り組みというところにも、屋根置きのものを推奨しますという一文や自然を破壊しない範囲でという文言を入れていただけたらと思う。あと52ページの、ペロブスカイト太陽光電池についても、重点施策という位置付けになっているが、安全性や廃棄の問題をしっかり検討してから導入実証していただきたい。重点と書かれた施策を見ていると、太陽光の導入であったり中小企業に導入支援をしたりということが目立つが、他の委員も発言されたように、この60ページにあるような森林分野における取り組みも重点施策にすべきと思うので、その辺りも検討していただきたい。

55 ページの農林業のスマート化による省エネ推進も、ここに書かれている取り組みだと、大規模農業されている方しか、ドローンを導入等は難しいと思うので、小農の方の支援をして農地を守っていくという視点を取り入れていただきたい。先ほど 34 ページに、風力発電や、水力発電については本市では、自然環境保護の観点や検討期間の長さなどから新規検討は実施しない方向性としますと書いてあり、また検討する際には、市内の自然環境や自然景観等に配慮した上で開発を伴わないと書かれているが、実際にこのことが書かれている市の中の規定や条例というはあるか。または、これから作る予定はあるか。

(事務局)

そもそも保安林であるとか、斜面の急傾斜、開発すると災害につながるとか、それぞれの法律によって、それぞれの縛りがあり、そこを全部クリアしたところに設置されている。市として特別にさらなる制限をかけるのは仕組み上難しい。伊賀市の場合は三重県のガイドラインができる前に設置要綱を作ったので、それを運用しているが、三重県の方では、太陽光発電に関して、設置のガイドラインを作っており、さらに強化するというような検討をしている。国の動きもある中で、それに沿わないような動きをすると、業者や市民に混乱を招くため、市、伊賀市単独で新たな縛りを作るという考えではない。

〈委員〉

最後にいろいろな施策の P R 方法を明文化しておいてもらえるとありがたい。

(事務)

P R の方法については、S N S や YouTube などでも実施しているが、向こう 10 年という中で、新たな啓発の方法も出てくるかもしれない、柔軟に取り入れながら啓発に取り組みたい。

〈会長〉

電力の構成比率について、電力会社の構成電力比率が再生可能エネルギーよりも石油由来の化石燃料由来が多い状態であれば、電力を減らしても、結局、電力会社に依存してしまうという気がする。この計算は、電力会社ではなく日本全体の、環境省が推進している計算比率で計算しているのか。

(その他出席者)

そのとおりで、基本的に日本全国、2030 年の電力排出係数 0.25 になると国の計画で定めており、それに合わせて伊賀市の BAU などを設定している。

〈会長〉

ということは、ここで伊賀市がどんなに考えたとしても、再生可能エネルギーを沢山導入しても、結果的に産業部門の数字に出てくる値は変わらない。伊賀市全体はもちろん減るが、出てくる数字は変わらないという理解でよいか。

(その他出席者)

はい。伊賀市は特定排出事業者が多く、そちらの方は環境省の制度で公表することになつておらず、その数字と中小企業様の数字、今ある排出量からその差、特定排出事業者の数字

を引いた分が中小事業者の排出量という考え方。

〈会長〉

排出量の算定の算定計算式がこうなっている以上、仕方がない。伊賀市の皆さんに、伊賀市はこんなに頑張っているのだから、他の市町も頑張れよ、というぐらいの意気込みが必要ということか。

（事務局）

そういうこと。様々な要素が必ずしも全部が積み上げで算定できるものではないので、絶対にこれが伊賀市から出た部分ですというのは難しいということ。

〈会長〉

特に産業部門が多い伊賀市だからこそ、悩ましいところというのを感じたので、委員の皆さんにも認識して欲しくてここで発言した。次のその他で何かありますか。

〈会長〉

無いようでしたら、これをもちまして、令和7年度の第1回伊賀市環境審議会を終了します。お疲れ様でした。

（閉会 午後4時20分）